

大阪大学産業科学研究所事務部事務分掌に関する内規
(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学事務組織規程第12条の規定に基づき、産業科学研究所事務部（以下「事務部」という。）に置かれる各課の事務分掌その他必要事項について定めるものとする。

(総務課)

第2条 総務課に次の2係を置き、その事務を分掌させる。

総務係

人事係

(総務係)

第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究所の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 式典その他諸行事（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 組織の設置及び改廃に関すること。
- (5) 教授会、運営協議会その他の会議（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 自己点検・評価及び第三者評価に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 将来構想（中期目標・中期計画及び年度計画を含む。）に関すること。
- (9) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (10) 公印の管守に関すること。
- (11) 文書及び郵便物等の接受及び発送に関すること。
- (12) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員に関すること。
- (13) 国際交流（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 受託研究員及び外国人招へい研究員等に関すること。
- (15) 外国人留学生、特別研究学生及び研究生に関すること。
- (16) 業務監査に関すること。
- (17) 安全衛生管理に関すること。
- (18) 防火対策（他の所掌に属するものを除く。）及び保安警備に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関すること。

(人事係)

第4条 人事係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教職員の雇用等に関すること。
- (2) 名誉教授の称号の授与に関すること。
- (3) 非常勤講師、リサーチ・アシスタント、招へい教員及び外国人研究員に関すること。
- (4) 教職員の給与、退職手当、賞与及び諸手当（以下「給与等」という。）に関すること。
- (5) 懲戒処分等に関すること。
- (6) 教職員の労働時間及び服務に関すること。
- (7) 教職員の研修に関すること。
- (8) 表彰及び栄典に関すること。
- (9) 教職員の評価に関すること。
- (10) 教職員の兼業に関すること。
- (11) 労働者災害補償及び従業者災害補償に関すること。
- (12) 共済組合に関すること。
- (13) 人権問題、ハラスメント及び教職員の倫理に関すること。
- (14) 健康管理及び福利厚生に関すること。
- (15) 所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること。

(研究連携課)

第5条 研究連携課に次の3係を置き、その事務を分掌させる。

研究協力係

財務係

契約係

(研究協力係)

第6条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 受託研究に関する事。
- (2) 共同研究（連携研究を含む。）に関する事。
- (3) 奨学寄附金に関する事。
- (4) 科学研究費補助金及びその他の補助金に関する事。
- (5) 動物実験及び遺伝子組換え実験に関する事。
- (6) 学術奨励及び研究助成金（国際学術研究助成金を含む。）の申請に関する事。
- (7) 核燃料物質及び放射性同位元素に関する事。
- (8) 特許、成果有体物その他の知的財産に関する事。
- (9) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等の国際交流事業等に関する事。
- (10) 所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、研究協力に関する事。

(財務係)

第7条 財務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務の連絡調整に関する事。
- (2) 会計実地検査及び会計監査に関する事。
- (3) 財務会計の諸規程等に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 債権及び債務の管理に関する事。
- (6) 教職員の給与等の経理及び所得税等に関する事。
- (7) 授業料その他の収入に関する事。
- (8) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (9) 諸謝金及び旅費に関する事。
- (10) 土地建物等の取得、管理、処分及び貸付に関する事。
- (11) 大阪大学が加入する損害保険に関する事。
- (12) 労働保険及び非常勤職員に係る社会保険に関する事。
- (13) 共同利用・共同研究拠点に関する事。
- (14) 所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、財務会計に関する事。

(契約係)

第8条 契約係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の購入及び役務等の契約に関する事。
- (2) 物品の管理及び使用に関する事。
- (3) 物品の寄附に関する事。
- (4) 物品の不要処分に関する事。
- (5) 調達センター室との連絡調整に関する事。
- (6) 教職員宿舎に関する事。
- (7) 施設の整備、運用及び維持保全等に関する事。
- (8) 消防設備及び建築設備等の点検並びに火気管理に関する事。
- (9) 所掌事務に係る調査、統計その他諸報告に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、契約等に関する事。

附 則

この内規は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。